

令和 6 年

第 9 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 6 年 8 月 7 日

前橋市農業委員会

令和6年 第9回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年8月7日 午後1時57分
- ・閉会日時 令和6年8月7日 午後2時52分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（24人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 望月 優至	主事 山崎 佑香
嘱託員 高橋 正子			

・農政課出席者

主査 宮本 和弘

・付議事件

- (1) 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第51号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (3) 議案第52号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条）
- (4) 議案第53号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは、これより令和6年 第9回 農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者はございません。従いまして、在任委員24名全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和6年 第9回 農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。12番 須賀民雄 委員、14番 松田智之 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めているから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。 それでは、議事に入ります。議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から18番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇(説明)
	以上、整理番号1番を除く2番から18番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)
議 長	なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とし、整理番号2番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、整理番号2番から18番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第51号 農地法の規定による許可の取消し、第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説明)
	以上、1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第51号 農地法の規定による許可の取消し、第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第52号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、第4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇(説明)
	以上、1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)

議 長	なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、第 4 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定します。
	次に、議案第 5 3 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第 5 条許可について、整理番号 1 番から 2 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇ (説 明)
	以上、1 番、2 番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 2 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 3 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、第 5 条許可については、整理番号 1 番から 2 番を承認とすることに決定します。
	次に、議案第 5 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇ (説 明)
	以上、1 番から 2 番の申請については農地法第 4 条第 6 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 3 番を保留とし、整理番号 1 番から 2 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 3 番を保留とし、整理番号 1 番から 2 番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第 5 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 8 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇ (説 明)
	以上、1 番から 1 8 番、2 0 番から 5 7 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	なお、整理番号 1 0 番、1 7 番、2 2 番、2 3 番から 2 7 番、4 6 番、5 3 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (狩野委員)	◇ (報 告)
	ご報告いたします。整理番号 5 条の 1 0 番、売買、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は 1 ページから 8 ページです。申請地は、五代南部工業団地の東に隣接し、北側は雑種地、南側は転用後未利用地、東側は道路、西側は水路を挟んで公衆用道路に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第 1 種農地です。第 1 種農地の不許可の例外規定の既存施設の拡張に該当します。現地案内図は 4 ページです。面接には申請法人の役員及び代理人の行政書士の方が来られました。申請法人は、東京と金沢に本社を構え、関東を中心に 5 8 ヶ所の物流拠点のネットワークを統括する総合物流企業です。五代工業団地内で北関東 SCM センターを運営し、従業員は 2 7 0 名、年間の売上額は 1 5 億円ほどとのことです。事業拡大のため、既存敷地内の駐車場に

厨房施設及び給油施設の設置を計画しており、これにより駐車場が不足するため、隣接する申請地を取得し、駐車場不足を解消したく、申請するものです。申請地には乗用車52台分の駐車場を確保するとのことです。土地の造成は、西に向かって緩やかな傾斜をつけて、西側道路の高さに合わせ、切土を中心に整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。周囲には、擁壁と1.2mから1.5mのフェンスを設置します。入口は西側水路の一部を占用し、コンクリートの橋、約10mを1ヶ所設置します。雨水排水は西側道路沿いの道路側溝に放流するとのことです。境界の確定は済んでいるとのことです。外灯の設置は検討中ですが、設置する場合は周辺農地に迷惑がないように配慮するとのことです。なお、施工にあたっては、南に隣接する転用未利用地と併せて施工を行うとのことです。調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えることと被害防除対策が取られていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の17番、売買・有料老人ホーム・老人デイサービスセンターの申請です。現地・面接調査案内図は9ページから15ページです。申請地は、市立前橋高校から東へ約960mに位置し、北側、西側は宅地、南側は宅地と道路、東側は雑種地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。隣接する宅地と雑種地と一体で整備します。現地案内図は12ページです。面接には申請法人の関係者と代理人の行政書士の方が来られました。申請法人は、上細井町にて有料老人ホーム24室、デイサービス、田口町で有料老人ホーム16室を運営しております。申請地周辺においては、老人福祉施設が不足していることから、申請地を取得し、有料老人ホーム、老人デイサービス施設を建築したく申請するものです。申請地の施設の概要は、居室32室、入居者数についても32名、デイサービスの人数は20人の予定とのことです。駐車場は、職員用と来客用合わせて21台分を確保するとのことです。新施設の職員は、15名程度で令和7年5月の開業に向けて、今後募集をするとのことです。他法令に係る手続きについては、開発許可は8月の審査会で、高齢者施設の整備の手続きは終了しているとのことです。土地の造成は、西に向かって緩やかな傾斜をつけて北側道路の高さに合わせ、整地をするそうです。全体的にアスファルト舗装を行い、一部を砂利敷きにするとのことです。出入口は、北側に1ヶ所設けるとのことです。周囲には高さ1mのメッシュフェンスを設置します。隣接地及び道路境界の確定は済んでいるとのことです。雨水排水は施設内に側溝を設置し、集水した後、浸透貯留槽により浸透処理します。汚水は、公共下水に接続します。外灯の設置は予定しているが、設置場所について今後検討するとのことでした。以上のことから調査班としましては、施設の必要性、事業の確実性が伺え被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の22番、売買・露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は16ページから22ページです。申請地は、市立桂萱東小学校から北へ、約570mに位置し、北側が農地、西側が宅地と農地、南側が宅地、東側が公衆用道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第3種農地です。現地案内図は19ページです。面接には、申請人と行政書士の方が来られました。申請人は副園長として幼稚園を運営しており、イベント時、特にイベントの内容については納涼祭、運動会、家族参観、バザー等のございですが、多くの駐車場が必要となり、詰め込み駐車ですら今まで対応していたようです。そのため駐車場用地を求めていたところ、幼稚園に隣接する好適地を購入できることとなったため申請するものです。幼稚園は、園児96名、職員28名とのことです。周囲に140台分の駐車場が確保されているが、イベント時には来園者の駐車スペースの確保に対応できず困っていたとのことでした。申請地には、乗用車33台分の駐車場を確保するとのことです。土地の造成は、東側道路の高さに合わせ整地し、全体的に砕石敷きにし、虎ロープで駐車スペースを区切るとのことです。隣接地及び道路境界の確定は済んでいるとのことです。雨水排水は自然浸透とします。外灯の設置は予定していないとのことです。安全対策として、周囲へのフェンスの設置を検討したいとのことです。調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えることと被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の23番、24番、25番、26番、27番、売買・露天駐車場の

申請です。現地・面接案内図は23ページから37ページです。申請地は、共愛学園中学・高等部から南に約50mに位置し、北側が宅地と雑種地と農地、西側が道路、東側が雑種地と農地、南側が宅地と山林と農地に囲まれたJR駒形駅の周辺に位置する第2種農地です。現地案内図は34ページです。面接には、申請法人の役員と職員、代理人の行政書士の方が来られました。申請法人は、申請地周辺で中学、高等部、国際大学等を運営しています。国際大学の学部増設にあたり、駐車場用地が必要になり、検討していたところ、当該地を売ってもらえることになったため、駐車場用地として申請するものです。大学では1,290名が就学しており、内834名が車通学しています。このため、大学の構内及び構外に500台の駐車場を確保しているが、慢性的な駐車場不足が課題になっています。さらに、令和8年に学部の増設を計画しており、新たに200名の学生が就学することとなり、駐車場用地を探していたところ、当該地を売ってもらえることとなったため、駐車場を確保するため申請するものです。申請地には、乗用車96台分、内軽自動車11台分の駐車場を確保するとのことです。土地の造成は、西側道路の高さに合わせ整地し、アスファルト舗装を計画しています。隣接地及び道路境界の確定はこれから、雨水排水は自然浸透とします。外灯の設置は予定しているが、具体的には今後検討するとのことです。設置する場合は、周辺農地への被害が出ないように注意するとのことです。周囲へのフェンス設置を検討したいとのことです。調査班としましては、駐車場の必要性、事業の現実性が伺えることと被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の46番、売買、キャンプ場用地の申請です。現地・面接調査案内図は38ページから44ページです。申請地は、道の駅ぐりんふらわー牧場大胡から南東150mに位置し、北側は農地、東側、南側は宅地と農地、西側は公衆用道路に囲まれた土地改良未実施の生産性の低い第2種農地です。現地案内図は41ページです。面接には申請人及び代理人の行政書士の2名が来られました。申請人は、キャンプ場を運営する会社に勤めています。昨今のキャンプの盛り上がりを受け独立を考え、良い場所を探していたところ、ぐりんふらわー牧場近くの申請地を譲ってもらえることとなったため、申請地を取得し、キャンプ場用地といたく申請するものです。申請地に隣接する宅地と合わせ、オートキャンプ用のキャンプサイト7区画、事務所、炊事場を整備し、令和6年11月の開業を目指しているとのことです。キャンプ場の運営については、1サイトあたりの利用料は5,000円から7,000円を予定し、利用時間は13時から翌12時までを考えているとのことです。売上は月30万円で、年間360万円を見込んでいるとのことです。管理は申請人本人が管理人となり、利用者対応を行い、ウェブによる予約管理については奥さんに手伝ってもらおうとのことです。なお、お風呂とトイレは事務所内に併設され、利用できるとのことです。土地の造成は砂利敷きを考えているそうです。雨水排水は自然浸透とします。隣接地及び道路境界の確定は済んでいるとのことです。外灯の設置は予定していない、南側に設置されているガードレールは現状のまま使用し、南側のフェンスについては、今後検討したいとのことです。調査班としましては、キャンプ場の必要性、事業の現実性が伺えることと被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の53番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は45ページから51ページです。申請地は、芳賀中学校から北約1.2kmに位置し、北側は農地、西側は道路、南側と東側は保安林に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は48ページです。面接には申請法人関係者と代理人行政書士の2名方が来られました。申請法人は市内に本社を置き、総合建設業及び太陽光発電関連事業を展開する法人です。現在、前橋市内の9ヶ所で太陽光発電事業を行っているそうです。現在までのところ、発電施設に対する近隣からの苦情の話は聞いていないそうです。申請地には460wのパネル568枚を設置し、261.2kwの能力で発電し、売電単価は9.3円で、年間約170万円の売電収入を見込んでいるそうです。東京電力との間に売電契約は整っているそうです。設備費の回収は、約9年半を見込んでいるそうです。また撤去費用については、月々の売電収入を積み立てて賄うとのことです。敷地は現状のままでパネルを設置し、雨水は自然浸透とするが、状況によ

っては南側に貯留池の設置を検討するとのことです。隣接地及び道路境界の確定は済んでいるとのことです。設置後の施設管理及び草刈りは、原則月1回で草の繁茂期は回数を増やすとのことです。周囲には1.8mのフェンスを設置するとのことです。調査班としましては、必要性、事業の確実性が伺えることと維持管理の計画もしっかりしていることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

10番委員

10番です。整理番号20番についてです。目的が露天資材置場、駐車場ということですが、会社の近くにあるので申請に至ったという理由が書いてあります。これは従業員の方の車を停めるのか、あるいは会社で使っている作業用の車とかを停めるのか、区分けが分かれば教えてください。また、この土地と会社の距離はどのくらいあるのでしょうか。歩いていけるような距離なののでしょうか。もし、そういったことが分かれば教えていただきたいのですが。

望月副主幹

事務局の望月です。まず駐車場についてなんですけれども、従業員用が6台、会社に常に停まっている社有車が3台、来客用が5台を計画しているということです。また、今回の申請地の西側に縦道がありまして、そこの道路の反対西側が今回の法人さんの会社となっております。以上です。

10番委員

ありがとうございます。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号19番、58番を保留とし、整理番号1番から18番、20番から57番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号19番、58番を保留とし、整理番号1番から18番、20番から57番を許可とすることに決定いたします。なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。次に28ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

(1) 法第4条の届出書の受理状況	4件
(2) 法第5条の届出書の受理状況	12件
(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	14件
(4) 現況証明交付状況について	1件

また、報告事項(5)は、第8回総会において許可とした農地法第5条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(午後2時52分閉会)